

## 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用者が入院する場合の介護給付費の算定等の取扱いについて

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の対応について、厚生労働省からQ&Aが示されているところですが、箕面市においては下記のとおり取り扱いますのでご留意ください。

なお、看護小規模多機能型居宅介護においても、同様の取扱いとします。

### 1 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて(抜粋)

(問)

入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。

(答)

登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

### 2 箕面市における取扱い

(1) 利用者の入院期間が1か月を超えることにより、1月間(月の初日から末日まで)サービス利用がないことが見込まれる場合は、一旦契約を終了すべきであるとする。

また、入院時において、利用者・家族等の意向等を考慮し登録を継続しているが、月を通じて入院している月については、介護給付費の適正化の観点から、介護給付費算定の見合わせにご協力いただきたい。

(2) 入院に係るトラブルを避けるため、利用契約書及び重要事項説明書に前記(1)の内容を明記するなど、登録希望者やその家族等にその旨を十分説明すること。

また、契約解除後に登録定員に空きがなくなった場合は、再契約できなくなることにしてもあらかじめ説明すること。既に登録している利用者については、早急に利用者やその家族に説明をすること。